

知的障がい者の生活支援を考える

～ 生活支援員登録者研修会の開催 ～

11月18日（水）富山県民共生センター サンフォルテにて、平成27年度 富山県日常生活自立支援事業登録者研修会（Ⅱ）を開催しました。

本年より、生活支援員登録者研修会の参加対象枠を変更し、生活支援員活動の経験に拘らず受講可能と変更しており、65名の生活支援員の方々にご参加をいただきました。

今回は「知的障がい者への生活支援」をテーマとしており、東洋英和女学院大学の石渡和美（いしわた かずみ）氏を講師にお迎えし、「知的障害を考える ～地域での生活を支えるために～」と題し講義をいただきました。

また、研修の後半部では高岡市で生活支援員活動をしている支援員さんから、支援員活動の際に気を付けていること、対象者と関わる上で感じることなどを、実際の活動の様子を交えながら具体的にお話しをいただきました。

～ 講義の内容 ～

○ 意思決定支援の重要性

重度の知的、精神障がいを持っており、意思が伝わりにくくても、必ずその人の「意思」は存在している。

支援者として大事なことは、支援者側の判断のみで支援を決め進めるのではなく、当事者の意思決定をまち、見守り、主体性を育てる支援や、体験させることでその考えや価値観を広げていくことである。



○ 「医学モデル（ICIDH）」から「社会モデル（ICF）」の転換

障がいを持つ人が、「障がい者」として不自由な生活を余儀なくされ、社会参加が出来ない状況は、個人の機能障害による問題ではなく、社会環境に問題があるため。

環境を変えて支援を充実することも必要だが、ハード面だけの変化ではなく、地域社会において、当事者の主体性を護り、エンパワメント出来るようを支援するという1人1人の意識の変化が重要である。

発達障害の理解について

皆さんは、「発達障害」という言葉を聞いたことはありますか？

ひょっとしたら、発達障害は主に‘子どもの障がい’であり、本人の努力不足 や 親の愛情不足が原因だと思っている人もいるかもしれませんが、発達障害は脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいであり、決して上記が原因となっているものではありません。

最近発達障害の中でも「大人の発達障害」がマスコミなどでも取り上げられることもあり理解が進んできてはおりますが、職場や社会では「わがままな人」「変わった人」などと思われ、集団になじめず周囲から理解を得られずに、社会生活を送っている人も大勢います。

日常生活自立支援事業では、高齢や障がいのために判断能力が不十分であり、自身で金銭管理や自己決定をすることが困難な方を支援していますが、対象者やその家族に発達障害が疑われる方も見受けられます。

今回は、平成17年に施行された発達障害者支援法に基づき定義づけられた、発達障害の特徴や注意すべきこと等についてご紹介したいと思います。

【発達障害の分類】

「自閉症」

「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動・こだわり」などの特徴を持つ障害です。

自閉症の人々の半数以上は知的障害を伴うが、知能に遅れがない方もいます。

「アスペルガー症候群」

広い意味での「自閉症」に含まれる1つのタイプであり、「自閉症」と「アスペルガー症候群」を広汎性発達障害と総称しています。

自閉症のように、幼児期に言葉の遅れがないため、障害があることが分かりにくいですが、成長とともに不器用さがはっきりすることが特徴です。

「注意欠陥多動性障害（ADHD）」

「集中出来ない」「じっとできない」「考えるよりも先に動く」などを特徴とする障害。

通常7歳以前に現れ、多動や不注意が目立つのは小・中学生頃ですが、思春期以降は症状が目立たなくなることもあります。

「学習障害（LD）」

全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりするのに著しい困難を示す状態。

【支援者としての注意点】

- ① 見方を変える …… 短所にしか思えないような特性も、見方を変えてみると長所や強みになる。
- ② 一工夫する …… 言葉だけで説明するのではなく、絵や写真を用いる。
- ③ 環境調整 …… パーテーションで区切ったり、机の向きを変える、部屋の照明を暗くする。

本人が発達障害の特性で困っていても、周囲がそのことに気付かず適切な対応がなされなかった場合、うつ病や引きこもりなどの更なる問題で苦しんでしまうこともありますので、出来るだけ早く周囲が発達障害の特性に気づき、適切な対応をすることがとても重要です。

しかし、発達障害のある人やその疑いがある方の支援は、医療機関などの専門機関のみではなく、その人のより身近な周囲の方の理解が最も重要となります。

生活支援員さんとして、気になる方がおられれば、その人の出来ている長所や特徴を見つけながら関わり、状況によっては専門機関につないでいただきたいと思います。

事務局からのお知らせ

○ 権利擁護セミナー ～障害者差別解消法を考える～ の開催について

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とし、平成28年4月から障害者差別解消法が施行されますが、その内容について正しく理解し、地域において一人一人が当事者の権利擁護の推進に向けて考えるためにセミナーを開催します。

開催要綱と申込用紙を同封しておりますので、参加を希望される方は本会まで申し込みくださいますようお願いいたします。

開催日時：平成28年3月3日（木） 10時20分～12時00分
開催場所：ボルファートとやま 4階 琥珀の間 富山市奥田新町8-1
内容：「共生社会をどう実現するか ～障害者差別解消法施行を目前として～」
講師：東洋大学 社会学部福祉学科 教授 高山 直樹 氏

○ マイナンバーの提出に関するお願い

皆さまのご自宅に、平成28年1月よりマイナンバー法が施行されたことに伴い、個人番号が記載された通知カードが届いていると思われます。

生活支援員として活動していただいている方は、市町村社会福祉協議会と雇用契約を締結しておりますので、市町村社協へのマイナンバーの提出が必要となっていきます。

既にご提出をいただいている方もおられると思いますが、まだの方は市町村社協からの案内に基づき、提出についてご協力いただきますようお願いいたします。

